

# 桃園町内防災会会則

【平成10年4月12日制定】

【平成16年3月7日改正】

(名称)

第1条 この会は、桃園町内防災会(以下「防災会」と略す)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、平時は会長宅におき、災害発生時の対策本部は、原則として桃園会館におくものとする。

(目的)

第3条 防災会は、災害基本法、及び、地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害の防止、及び、軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 防災会は、第3条の目的達成のため次の事業を行うものとする。

- ① 防災知識の普及。
- ② 災害発生時の情報収集、伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、応急手当、炊き出しなどに関する事。
- ③ 防災訓練の実施。
- ④ 防災機材の備蓄。

(会員)

第5条 本会は、桃園町内会員によって構成する。

(役員)

第6条 防災会には、次の役員をおくものとする。

顧問	防災会会長の要請により適宜
会長	1名
副会長	2名
班長	4名
掛長	13名

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とし、任期満了は当該年度末(3月末)とする。

(役員任務)

第8条

- ① 会長は、防災会を代表し、災害発生時の総指揮をとるものとする。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 班長は、担当班の任務遂行、及び、会務の処理を行うものとする。
- ④ 掛長は、班長を補佐し、災害発生時は一般会員の支援を仰ぎつつその先頭にたつて指導的な役割を果たすものとする。

(会議)

第9条 防災会の会議は、定時役員会、臨時役員会とする。

- ① 定時役員会は、年2回、3月と9月に開催する。
- ② 臨時役員会は、会長が必要と認めたととき、又は、役員半数以上の要請にて開催する。
- ③ 会議はそれぞれ、2分の1以上の出席により成立する。
- ④ 会長は、会議の議長となり、議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(防災計画)

第10条 防災会は、第3条の目的達成のため、次の防災計画を作成する。

- ① 防災組織の編成、及び、任務の分担に関する事。
- ② 防災知識の普及に関する事。
- ③ 防災訓練の実施に関する事。
- ④ 災害発生時の情報収集、伝達、出火防止、初期消火、救出、救護、避難誘導、及び炊き出しに関する事。
- ⑤ 必要な機材の確保、その他。

(会計)

第11条 防災会の費用は、総て町内会の一般会計で賄うものとする。

(雑則)

第12条 この会則に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、及び、会則の改正は会長が役員会に諮り定めるものとする。

(附則)

- ① この会則は、平成10年4月12日より実施する。
- ② 会則改正、平成16年3月7日の役員会にて一部改正。